

# 始良市総合運動公園及び公園内施設のネーミングライツ スポンサー募集要項

## 1 募集の趣旨

始良市総合運動公園施設を有効活用するとともに安定した経営基盤を確立し、市民サービスの向上を図り、始良市総合運動公園施設の魅力を高めることを目的にネーミングライツを導入します。

この施設の通称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）について、事業趣旨に賛同し、契約料を負担いただく企業等（以下「スポンサー」という。）を募集します。

## 2 募集対象施設及び所在地

始良市総合運動公園全体及び公園内の主要施設である陸上競技場、野球場、体育館、人工芝グラウンドの命名権を一括で募集します。

施設名称	所在地
始良市総合運動公園	始良市平松2392番地
始良市総合運動公園内の陸上競技場 （天然芝グラウンド）	同上
始良市総合運動公園内の野球場	同上
始良市総合運動公園内の体育館	同上
始良市総合運動公園内の人工芝グラウンド	同上
始良市総合運動公園内のテニスコート	同上

※現在、天然芝グラウンドと人工芝グラウンドを併せて「始良フットボールセンター」となっています。「〇〇フットボールセンター」と命名することができます。

## 3 希望契約料及び契約期間

施設名	契約希望額	契約期間
始良市総合運動公園 陸上競技場（天然芝グラウンド） 野球場 体育館 人工芝グラウンド テニスコート	120万円以上	3年から5年

### 備考

- 1 原則として契約期間満了後の更新に係る優先交渉権を付与します。
- 2 契約希望額は、1年あたりの額（消費税及び地方消費税を除く。）

- 3 契約額の支払いは、毎年度ごと、年度当初とします。
- 4 スポンサーには申込書に提示いただく契約料とは別に、次の4(1)に示す名称変更等に係る諸経費をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

#### 4 契約条件

(1) 名称の変更に伴う諸経費の負担

契約料とは別に、ネーミングライツ導入に伴う諸経費の負担について、看板作成・設置、補修費その他導入コスト及び契約期間満了後の当該看板等の撤去に要する経費は、スポンサーが負担するものとします。

区 分	市	スポンサー
敷地内の看板表示の変更及び看板の新設設置		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、市ホームページの表示変更	○	

(2) 契約開始日（愛称使用開始時期）及び契約期間

原則として、令和3年4月1日から3年間（以上）とします。

(3) 愛称に関する事項

ア 提案いただく愛称名は、企業名、商品名等（ロゴやマーク等がある場合は、当該ロゴ・マーク等を含む。）の日本語及び英語アルファベットに限ります。

なお、企業等ロゴやマークについては、当該申込みをしたスポンサーが権利を有する登録商標であることが前提となります。

イ 始良市有料広告掲載規則（平成22年始良市規則第12号）及び始良市有料広告掲載基準（平成23年始良市訓令第3号）に反する内容ではないこと。

ウ 施設の管理、運営に支障をきたさない名称であること。

エ 施設のイメージや親しみやすさが損なわれないこと。

オ 愛称の看板等の設置場所、施工範囲、設置時期、内容（大きさ等）は市と協議のうえ、決定します。

カ 契約期間の間の名称変更は、原則としてできません。

キ 始良市公園条例（平成22年始良市条例第179号）で定める正式な施設名称の改正は行いません。

ク 提案いただく愛称名に、「始良」を含むこと。

#### 5 応募資格

下記の条件を満たす法人を対象とします。

- (1) 始良市有料広告掲載規則及び始良市有料広告掲載基準を準用し、これ

らに反する企業等は除く。

- (2) 日本国内に登記簿上の営業所又は事務所を有していること。
- (3) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 経営状況（財務状況）及び経営組織等企業の経営全般において健全な法人
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しないもの

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をした者又は更生手続開始の申立てをされた者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

エ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第107条の規定により、なお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをなされた者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

カ 募集要項の配付開始の日から審査結果の公表の日までの期間について、始良市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要領（平成22年始良市訓令第56号）に基づき指名停止の措置を受けているもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

ク その他、名称付与権を取得することが適当でないと市が認める者

## 6 選定方法等

始良市有料広告掲載審査会において、別に定める選定基準に基づき応募金額等を勘案して選考を行い、優先交渉権保有者を決定します。

また、複数の応募があったときは、次点者を候補者として選定する場合があります。

## 7 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。また、決定された優先交渉権保有者名、選定結果を公表します。

なお、応募いただいた書類等は、始良市情報公開条例（平成22年始良市条例第17号）の定めるところにより、公開することがあります。

## 8 申込方法等

### (1) 募集期間

令和3年1月18日（月）から令和3年2月26日（金）まで

### (2) 申込方法（郵送又は持参）

#### ア 郵送する場合

募集期間内に末尾「10 問い合わせ先」宛てにご郵送ください。

なお、令和3年2月26日（金）の必着とします。

#### イ 持参する場合

募集期間内に末尾「10 問い合わせ先」までご持参ください。

なお、受付時間は午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日等閉庁日を除く。）とします。

### (3) 提出書類

応募者は、次の書類を1部提出してください。

#### ア 申込書（別紙様式1）

#### イ 誓約書（別紙様式2）

#### ウ 会社概要（任意様式）及び直近3か年の決算報告書

#### エ 納税に関する証明書

法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類（直近1年分。発行日から3か月以内のものに限る。）

#### オ 登記事項証明書（商業登記簿謄本。現在事項全部証明書）

#### カ 印鑑証明書

- キ 法人等役員名簿（任意様式）（※各役員名には「ふりがな」「生年月日」記載して下さい。）
- ク 地域貢献、文化・スポーツ支援等の実績及び計画がある場合（任意様式）
- ケ 情報公開をはじめコンプライアンスに対する適正な取組みが行われていることわかる企業内の管理体制や社内ルール等の整備状況等がわかる資料（任意様式）

※ 申込みに当たっては、別紙の資料をご確認の上、お申込みください。

## 9 質問書の受付

- (1) 受付期間  
令和3年1月18日（月）から令和3年1月29日（金）まで
- (2) 提出方法  
質問書（別紙様式3）により、FAX又は電子メールで受け付けます。  
FAX番号 0995-62-1552  
メールアドレス sports@city.aira.lg.jp
- (3) 質問書への回答  
令和3年2月10日（水）までに保健体育課のホームページに回答を掲載します。  
HP（ネーミングライツ募集）

## 10 問い合わせ先

〒899-5294 始良市加治木町本町253番地  
始良市役所 保健体育課 スポーツ振興係  
TEL 0995-62-2111（内線233）